

「来迎院本日本靈異記」に於ける「并」字と「竝」字の用法

鈴木 恵

- 一 はじめに
 - 二 日本靈異記諸本に於ける「并」「竝」字の用法
 - 三 上代資料に於ける「并」「竝」字の用法
 - 四 訓点資料に於ける「并」「竝」字の用法
 - 五 和化漢文資料に於ける「并」「竝」字の用法
 - 六 むすび
- 一 はじめに

日本靈異記の古写本は、院政前半期書写と考えられる^(注)「来迎院本」の発見により、既出の「興福寺本」「真福寺本」「前田家本」と、合わせて四本が現存することになった。これに、江戸期書写といえ三昧院本系統の最善本と目される^(注)「国立国会図書館本」(以下「国会本」と略稱する)を加えると計五本存すと考えてよく、諸本間の比較の幅が拡充された。

日本靈異記の文章は、従来から言われる如く漢文の措辞法に則つておらない所謂和化漢文であるために、正確なる訓詁は容易でないと思われてきた。而して、それに附された訓釈以外は第一義の国語史料とはなりにくいともされてきたのであるが、この訓詁が可能となれば国語史研究上益するところは大きい。訓詁を可能ならしめるものとして、先ず用字の検討が考えられる。すなわち、一字一字の漢字の用法を検討することにより訓法を定めてゆく方法であるが、それには靈異記内での検討もさることながら、靈異記が単にそれのみで歴史上に存在するのでない以上、他の和化漢文資料、或いは訓点資料などの照合も考えなければならず、加えてこれらは共時的、通時的考察であらねばならない。このような観点から、和化漢文、韋中靈異記研究の出発として「来迎院本日本靈異記」の「并」「竝」字を取り上げ、そ

の訓法を考えてみようと思う。これは「和化漢文の用字研究の一つとして、類義、或いは同訓異字の用法を明らかにすることの必要性を感じる」と、更に「この両字が漢文訓詁史上に於いても注目すべきものである」と、などの理由による。

重巽記諸本間に於ける両字は、二例の誤写へいずれも「竝」字についてであり、「国会本」で「遂」、前田家本」で「兼」とあるを除外すれば、必ず同一部分に検出される。字体は「并」字が「并」・「并」・「竝」字が「並」・「並」・「並」などが主であり、この両字を誤写したとは考えにくい。むしろ、「并」字は「真福寺本古事記」に見えるように、「并」字と混同され易く、「並」字は前掲の如く「遂」或いは「兼」字と混同されやすい。これは「興福寺本」の「竝」字の字体が「並」・「前田家本」が「並」とあるのに衷わされた如き例と考えられ、しかもこの二例がいずれも「竝」字の誤写であることからしても「并」字と「竝」字が誤写されたことにより如上の状態が生じたとは言えない。従って、誤写説が否定されるとならば、必然的に何らかの別種の作用が働いたと見ることが出来る。

漢文訓詁史上に於ける「并」字に関して既に門

前正彦氏が論及され、その訓法が平安中期頃を境として「アハヒテ」から「ナラヒニ」に移行したこと、その原因が「并」・「竝」両字の本来の意味の差異が意識されなくなってきたことにあるなどを実証された。この平安中期という事期は、小林芳規博士が「漢文訓詁史上の問題」再詠字の成立についてをはじめとした論文で「辞の訓」から「詞の訓」に変遷する時期に当ると論証された如く、言わば漢文訓詁の変化期に当るところである。

筆者はこれら漢文訓詁史に於ける訓法の変遷が和化漢文の用字に及ぶのではないかと仮定し、今一度訓点資料の「并」・「竝」両字の訓法・用字を調査し、和化漢文資料の用字とつき合わせ、その影響の有無を確認した上で、来迎院本日本重巽記に於ける両字の訓を定め、あわせて重巽記現存諸本の書写状況を考えてみたいと思う。

方法として次のような段階を追って整理・検討した。

- (1) 日本重巽記諸本に於ける用法
- (2) 上代資料に於ける用法
- (3) 訓点資料に於ける訓法・並びに用法
- (4) 和化漢文資料に於ける用法

尙、本稿で取り扱う靈異記諸本は次下のものを
いた。

①「来迎院本日本靈異記」複製（昭和五二年四月）

日本古典文学会

②「興福寺本日本国現報善悪靈異記」複製（昭和

九年三月）

便利堂

③「真福寺本日本靈異記」横刻 訓点語と訓点資
料 第2輯 小泉 道（昭和三七年六月）

④「前田家本日本國靈異記下」複製（昭和六年十

一月）

前田育徳財団

⑤「国立国会図書館蔵本日本靈異記上中下」原本

（注）仮名遣の混用・音便などを取って、もほほ院

政期の資料として考えられるが、仮名字体
の、特に「ケ」が「个」とあることを見れ

ば院政前半期書写と考えてよいだろう。

（注）小泉道氏の御研究に詳しい。

（注）「漢文訓詁史上の一問題（四）——并」字の

訓について」訓点語と訓点資料 第1輯（

昭和三五年十月）

（注）国立国会図書館にて昭和五三年十月二日か

ら七日まで調査させていた際、山内

育男先生には並々なうぬ御尽力を賜わった。

茲に厚く御礼申し上げる次第である。

二 日本靈異記諸本に於ける「并」「並」字の用法

日本靈異記五本に完本と言えるものはない。わず
かに「国会本」が上・中・下巻を揃えているが、欠
縁が多く純然たる比較の対象とはならない。他本で
も「興福寺本」が上巻、「前田家本」が下巻、「来迎院
本」「真福寺本」が中・下巻を存するという具合であ
る。従って、ここでは五本を等し並みに扱い、二本
でも同一箇所には「并」「並」字が存する場合は比較の
対象に値すると見做した。但し、中巻第十四縁の中
途以降、及び下巻第卅八縁前半部は「真福寺本」以
外には見られずへ前者は「国会本」に有り、ひとま
ず対象外としてこれを別置した。

尙、用例には「来迎院本」の本文を掲げること
原則とし、また「興福寺本」「真福寺本」を交えた。
また諸本名には「来迎院本」が㊶、「興福寺本」が㊷、
「真福寺本」が㊸、「前田家本」が㊹、「国会本」が㊺
という略号を用いた。数字はそれぞれの丁数、及び
行数を示す。

A、諸本が「并」字であるもの

- (1) 同人(知識)而讀六卷抄并成大神所願然之後至于願竟
 (㊦下廿四、49) ㊦并 ㊦并
- (2) 靈撮牧人之子(ヲト)控入屋內讓所具饌以饗共食所殘
 皆異衣并授財物(㊦下廿七、50) ㊦并 ㊦并
- (3) 爰景戒愁何无紙乞者沙彌又出本垢授景戒言於斯寫
 之住他處乞食還來然置板犯并書而去
 (㊦下卅八、53) ㊦并 ㊦并
- B. 諸本が「竝」字であるもの
- (4) 還宮作佛者勝寶應真聖武大上天皇生于日本國作者
 作佛也爾侍竝住行基大德者文殊師利菩薩反化也
 (㊦上五、49) ㊦遂(誤写)
- (5) 忍得重病兩耳珣聾惡瘡遍身歷年不愈(㊦上八、80)
 ㊦竝
- (6) 所撰出里訕師呈事里人聞之往問虛實竝瞻彼像從精
 染穢(㊦中十三、85) ㊦竝 ㊦竝
- (7) 使者嚶語而具述狀僧竝禮越聞之集來衛於破佛而號
 愁曰(㊦中廿二、465) ㊦竝
- (8) 帝姬(阿倍天皇代)識依例獻於燈竝室施
 (財物)(㊦下五、137) ㊦竝 ㊦竝
- (9) 誠知作善來福作來災善惡之報終不朽失竝受二
 報唯專作善不可惡矣(㊦下廿二、367)
- ㊦竝 ㊦竝

- (10) 臥疾病床而歷數日故至七月廿日晝集其文竝八男ヲ
露脱也 夢見狀而言(㊦下廿六、427) ㊦竝 ㊦竝
 - (11) 自性天年雖巧為宗有智得業竝緣叔才(㊦下卅、56)
 ㊦兼(誤写)
 - (12) 觀規聖(武)天皇之代(發願)誰造釋迦丈六竝脇(士)
 (㊦下卅、49) ㊦竝 ㊦竝
 - (13) 於是請智識脱也武藏村主多利磨居床覆對面共食々既
 訖之即從座起彈丸率明規竝諸親屬(㊦下卅、49) ㊦竝 ㊦竝
 - (14) 食既訖之即從座起可脱也率明規竝親屬(㊦下卅、49)
 「(13)の重複部分」
 - (15) 智行竝具禪師重得人身生園之皇子緣第卅九
 (㊦下卅九、66) ㊦竝 ㊦竝
- 以上十五例が日本靈異記諸本に共通して「并」竝とあるものである。このうち(4)・(11)は前述の如く単なる誤写と考えられるので、そのまま用例に組み入れた。しかし(14)の例は重複部分であるから除外する。
- これらの用例は諸本共通する点で一見原撰本の用字をそのまま伝えていると見受けられがちだが、必ずしもそうとけ言えないのではあるまいか。
- 「并」字の共通例はわずかに三例である。(1)・(2)

は接統詞として「く」して、それに加えて「した」という意に用いられ、句、或いは文接統の機能を示す。(3)は動詞「アハス」である。

「竝」字は共通例が十一例ある。(7)の「国会本」(10)の「来迎院本」に「竝」と助詞「ニ」を送った例があり、「ナラビニ」と訓むことが知られる。副詞「ともに」の意が(4)・(5)・(6)「同時に」の意が(9)「また」接統詞では(8)・(11)が句接統、(7)・(10)・(12)・(13)が語接統に用いられる。これらは、ほとんどが上位・下位の関係を「竝」字にて接統させると言ってよい。最後の(15)の用例は「並具」とあり、「並ビ具ス」という動詞例として考えてよいだろう。

C 諸本が共通でないもの

(16) 子拔横刀將殺母頸母即子前長跪而言殖木之志爲得
彼某竝隱其影養子之志爲得子カ竝被子養

(17) 禪師聞之孺干飯春師二斗以是施師優婆塞二人副其
遺遣使見送是禪師一日道所送以法花經竝鉢干飯粉
等与優婆塞自此令還唯以麻紕廿葶水瓶一口而別

(18) 同月十一日代子甲天皇竝早辰太子自諾樂宮移坐于
長岡宮也(19)下卅八(65才) (20)并 (21)竝

(19) 同天皇平城宮治天下延曆十六年丁丑夏四五箇月頃
景戒之景戒 每夜々狐鳴竝景戒之松造堂壁掘入内
佛性上尿突檝或書向於屋戸而鳴(20)下卅八(65才)

(21) 并 (22)竝

D 真福寺本のみにあるもの

(20) 乃知贖放蟹報恩矣并受戒之力也(21)中八(24)

(22) 於茲知寺僧淨達竝檀越等悟於因緣垂哀愍心爲脩誦
經(23)中卅二(63)

(24) 然而彼帝姬阿倍天皇竝大后御世之天平勝寶九年八
月十八日改爲天平寶字元年(25)下卅八(前半70)

(26) 即年儲君道祖親王從大官之聖積 殿出投居獄殺死竝
黃文王鹽燒王又氏々人等俱殺死(27)下卅八(前半70)

(28) 又寶字八年十月大炊天皇爲皇后所賊殺天皇位退於
淡路國通 竝仲丸等又氏々之人俱殺死

(29) 以上、諸本が共通でないもの四例、「真福寺本」の
みにあるもの五例を掲げた。(16)の前例とあるものは
分類項目Bに入る可き「竝」字の接統詞として用い
られている用例であるが、後例と対になるためにこ
こに示した。

その例を除くと、Cの中では、「前田家本」「国会
本」に各々一例ずつ「并」字が見えるが、最も顯著

四一

な差異を示すのが「来迎院本」と「真福寺本」との関係である。後者が全例「并」字になすのに対し、前者は悉く「竝」字としている。そこで考えねばならないのは用例の意味するところである。

先ず(46)であるが「爲得彼菓竝隱其影」と「爲得子カ竝被子養」とが対句となっており、ふたつながら「竝」とあるのは穩当と理解できそうに思ふ。しかし、前の例が「得彼菓」と「隱其影」という別物を言うのに比し、後の例では「得子カ」と「被子養」と類似する事例をあげている。更に自らの悲痛な叫びを強調することを考えれば、後者はむしろ「并」字が適するだろう。(47)も句・文を接続するものであるが同様のことが言える。

これに対して(47)・(48)は語と語を接続するものである。(47)は「法花經竝鉢」(48)は「天皇竝早良皇太子」と、それぞれ事物・人物の関係を示すものであるが、「竝」字にて接続するように上位・下位の関係ではない。(47)では「真福寺本」、「前田家本」(48)では「真福寺本」にあるように「并」字とあるべきところと考える。

このように日本靈異記に於ける「并」、「竝」字を検討してみると、両字の字義の弁別、すなわち「縦

になりべる、加えあわす」と「横になりべる」という異なりが十分に表出しているとは言えないこと、「竝」字とあるべきところを「并」字にしたものはなく、その逆の例が全てであることがわかった。また、混同に序列をつける「来迎院本」に最もその数が多く、「真福寺本」に最も少ないということになる。では、こうした情態がいかにして生じたのであろうか。以下他資料を調査することにより考えてみようと思ふ。

(注)前掲門前氏の御論に詳しい。

三 上代資料に於ける「并」、「竝」字の用法

本節では、日本の上代文献にて「并」、「竝」両字の用法を考察し、日本に於ける初期の使われ様を探つてみたいと思ふ。資料として、和化漢文から「真福寺本古事記」と「風土記」、正格漢文から「日本書紀」を取りあげた。

A 「并」字について

副詞「アハセテ」と考えられる例は次のようなものである。

(25) 於頭者大雷居於胸者火雷居於腹者黑雷居於陰者析

雷居於左子者若雷居於右子者土雷居於左足者鳴雷居於右足者伏雷居并八雷神成居（古事記 上 133）
 (26) 初太玉一箇。足高玉一箇。鵜鹿鹿赤石玉一箇。出石小刀一口。出石梓一枝。日鏡一面。熊神籬一具。

并七物（紀 垂仁天皇 49）

「真福寺本古事記」には「并」字が、上卷十七例中卷十三例、下卷九例、計三十九例を存するが、全例副詞「アハセテ」である。また「アハセテ」と訓み得る「合」字は「不成合（上 61）」のようにな「ア」という動詞か、「目合」などの名詞中に使用されており、明瞭な使い分けが見られる。「風土記」では「合七百余」とあるように、「合」字が「アハセテ」訓を担っているようである。「日本書紀」には「并」字が一四一例存すが、副詞は三十四例と四分の一強である。

文、及び句接続には次の例がある。

(27) 其社以石爲垣 中種屬甚多 并品寶弓梓釜器之類 皆成石存之（常陸國風土記 久慈郡）

(28) 然則宜以歡因知利副弟君等取道於百濟 并下勅書（紀 雄略天皇 375）

「風土記」ではこの用例が五例中二例を占める。「日本書紀」には五十六例ある。

語接続には次の例がある。

(29) 即壇誦云 天神十五百萬 地祇十五百萬 并當國靜坐三百九十九社（出雲國風土記 意宇郡）

(30) 仍奉獻上御野。下御野。上桑原。下桑原。并竹之地凡合拜捨野（紀 安閑天皇 404）

(31) 集侍羣卿大夫及臣連。國造。伴造。并諸百姓等咸可聽之。夫君於天地之間（紀 孝徳天皇 288）

「風土記」にはこの用例が三例、「日本書紀」には四十一例ある。用例に示されるように「并」字は上にいくつかの記述があり、それに新たに加える時、上位・下位の接続である時に用いられる。

この他に「日本書紀」には動詞例として九例、(32) 今寡之與汝戮力并心（欽明天皇 561）

名詞中に現れる例として、(33) 號曰天安田。天平田。天邑并田（神代上 364）の一例がある。

B「並」字について

副詞「ナラビニ」、「トモニ」と訓み得る例として次のようなものがある。

(34) 天地初發之時於高天原成神名天之御中主神訓高下天云阿麻下效此次高御座日神次神產巢日神此三

柱者並獨神成坐而隱身也(古事記 上44)

(35) 女號海上守是之孃子 並形容端正

(常陸國風土記 杵島郡)

(36) 丹波 國有 五婦人。 並並真深。 是丹波道主王之女也。(紀 垂仁天皇 例之)

「真福寺本古事記」には「並」字が四例あるが、うち二例は副詞である。「風土記」では全五十三例中五十二例までが副詞。「日本書紀」では一、二例中九十例が副詞である。「並」字の機能は特に副詞的であり、それ故並立の意味を如実に表わしていたと考えよう。

接統詞としては「日本書紀」に十二例存す。

(37) 故悉殺其惡神 並開水陸之徑。 天皇於是美日本武之功。(景行天皇 212.6)

動詞として「古事記」に二例、「風土記」に一例、「日本書紀」に十例ある。

(38) 故自尔大穴牟遲与少毗古那二柱神相並作豎此園然 後其着少名毗古那神着度于常世園也

(古事記 上40)

(39) 况乎 三夏熬朝 九陽煎夕 嘯友率僕 並坐演曲 騁望海中(常陸國風土記 茨城郡)

(古事記 上40)

(40) 是以韓子宿禰等並雪而往 及至於河。

(紀 雄略天皇 374)

以上のように見てくると、上代の文獻に於いては「并」「並」字にかなり明瞭な意味の差異、使い分けが認められる。

すなわち「并」字に於いては「真福寺本古事記」が全例副詞であることを除いては、接統詞的性格が強く、語接統の場合では必ず上位・下位の關係を崩していない。副詞例も考え合わせるならば、上代の「并」字は原義的な「縦のつながり」としての性格を色濃く持つている。反対に「並」字には接統詞的用法はほとんど見られず、副詞としての性格が強い。この字には「横のつながり」という意味付けがされていると考えられる。

(注) 国宝真福寺本古事記 校楓社(昭和五十三年一月)

(注) 若波古典文学大系 風土記(昭和五十二年)

(注) 新訂増補国史大系 日本書紀 前篇・後篇

吉川弘文館(昭和四十九年)

四 訓点資料に於ける「并」「並」字の用法

上代に於いては「并」「並」字に明瞭な用法の差

異がみり。各々「アハセテ」「ナラビニ」と別訓が充てられていたと考えられる。その訓の使い分けが混乱する事実を確かに物語る資料としては、ヨコト点・訓点などで訓みを規定する訓点資料に拠るのが適当であろう。

「并」字については既に述べた如く門前氏の論に詳しいが、氏が依拠した資料が法華経訓点本に限定される点に於いて、今少しの資料の拡充が必要と考えられる。そこで、時代を「平安初期」、「平安中期」「平安後期」、「院政期」と区分し、それぞれから資料を搜出し、訓の明白な部分、用法としては副詞、接統詞に限定して改めて検討してみることにした。援用として「合」字の検討も加えた。

資料としては次のものを用いた。尚、iは加点年記、iiはヨコト点の種類、iiiは背景となる宗派・寺加点者等を示す。

1. 平安初期

① 故山田嘉造氏蔵妙法蓮華経方便品^(注1) i 平安初

ii 第一群点(西基点系) iii 南都古宗派

② 小川本願経四分律^(注2) i 天長頃 ii 特殊点 iii 南

都古宗派

③ 岩淵本願経四分律^(注3) i ii iii 同右

④ 西大寺本金光明最勝王経^(注4) i 弘仁・承和頃 ii 第二群点 iii 南都法相宗関係

⑤ 知恩院蔵大唐三蔵玄奘法師表啓^(注5) i 天安・元慶頃 ii 第三群点 iii 南都関係

⑥ 東大寺図書館蔵大乘大集地藏十輪経元慶七年点^(注6) i 元慶七年 ii 第三群点 iii 南都関係

⑦ 正倉院聖語蔵大乘大集地藏十輪経元慶七年点^(注7) i ii iii 同右

又 平安中期

⑧ 京都大学図書館蔵蘇悉地羯羅経延喜九年点^(注8) i 延喜九年 ii 西基点 iii 天台宗三井寺 空恵

⑨ 漢書揚雄伝天曆二年点^(注9) i 天曆二年 ii 第五群点(博士家)

⑩ 石山寺蔵法華経玄賛淳祐古点^(注10) i 九五〇頃 ii 順曉和尚点 iii 真言宗

⑪ 石山寺本蘇悉地羯羅経略疏天曆点^(注11) i 天曆五年 ii 順曉和尚点

⑫ 聖語蔵辨中辺論天曆点^(注12) i 天曆八年 ii 第二群点 iii 法相宗 空晴

3 平安後期

⑬ 石山寺蔵法華義疏長保四年点^(注13) i 長保四年 ii 第三群点の変形 iii 菜師寺 注算

平安初期		訓点資料	并	並	合
① 山田本妙法蓮華經	アハセテ				
② 小川本願經四分律	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
③ 岩濤本願經四分律	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ
	ナラヒニ	ナラヒニ	トモニ	トモニ	トモニ

① 山田本妙法蓮華經
 ② 小川本願經四分律
 ③ 岩濤本願經四分律

以上資料の調査により得られた結果を表に示すと次のようになる。尚、資料名には略稱を用いた。(表一) 訓点資料に於ける「并」と「並」字の用法

- ④ 西大寺藏本護摩密記長元八年点(注4) ; 長元八年
 并 寶幢院点 并 天台宗
- ⑤ 西大寺本不空續索神呪心經寛徳点(注5) ; 寛徳二年
 并 喜多院点 并 法相宗
- ⑥ 高野山龍光院藏妙法蓮華經(注6) ; 平安後期 并 中院僧正点 并 高野山、興福寺 明算
- ⑦ 天理大学図書館国立京都博物館藏南海寄歸内法伝(注7) ; 平安後期 并 寶幢院点 并 天台宗

院政期	平安後期		平安中期		平安初期		訓点資料
	⑮	⑭	⑯	⑰	⑱	⑲	
⑲ 大唐西域記							
	⑳ 大慈恩寺三蔵法師伝	㉑ 南海寄歸内法伝	㉒ 高野本妙法蓮華經	㉓ 不空續索神呪心經	㉔ 護摩密記	㉕ 法華義疏	
	F	E	D	C	B	A	
	1	5	9	11	1	1	17
	2	7	11	12	2	2	29
	9	17	1	3	1	1	
	3	7	1	7			2
	2	23	11	3	19	1	34
	1	25	16	1	9		9
	6	1	1	1	1		1
	3	2			4		5

A、平安初期訓点資料に於ける「并」字の用法
平安初期に於いて「并」字は資料⑤を除き、全てが「アハセテ」と訓ずる。しかもその用法は、

(41) 我レ往昔に水を以て魚を濟ひ、食を與へて飽か令メ、爲に甚深の十二縁起において并せて相應する
陀羅尼呪を説キ、又爲に彼の寶髻佛の名を稱せしに因りてなり。(金光明最勝王經 卷九 184 23)

(42) 余時に諸の梵王及諸の天帝釋護卅四大王及天自在天「并せて餘の天衆眷屬百千万として恭敬し」學を合せ(て)禮し(て)タテマツてキ我を法輪を轉したまへと諸しキ。(妙法蓮華經方便品 245)

のように、全例が接統詞として用いられる。「並」字に比してその量は多く、しかも上位・下位の関係もあり、十分に字義を理解したところの加點と考えられる。

一方「並」字は、
(43) 及以園林穀果の神をサへ叢林果樹並に滋ク榮(び)び、所有ル苗稼をも成ク成就(せし)メむ。(金光明最勝王經 卷八 171)

の用例に見えるように、「ナラビニ」と「トモニ」の訓が並存することからも、字義通りの副詞的用法が多い。接統詞としては「并」字に比しあまりその例

を見ない。

B、平安中期訓点資料に於ける「并」字の用法
平安中期となつても、初期に示された関係はさほど変化しない。「并」字は接統詞に「並」字は副詞にという関係である。ただ次の例は注目される。

(44) 此よ更に説きツル所は、根本地獄なま。有る義(こ)は地「獄は上下重疊し」といふ。略して无間の底の地を去ることを計れば、并に十二萬八千由旬有りといふ。(法華經玄贊 卷第六 292)

これは「并に」とあることにより、「アハセテ」ではなく「ナラビニ」と訓ずるところである。しかしながらこの例は「ともに」或いは「同時に」という「ナラビニ」が持つ副詞的意味に用いられたものでなく、むしろ「アハセテ」の持つ「加え合わす」の意にて使われる。ここに字義と訓の混乱が見えるわけである。

尚、上代資料の示していた「并」字の副詞「合計して」の意の「アハセテ」は、
(45) 此の二の深なるが故に二乗は(知)ら(不)といふなま。初のは是レ顯上なま。後のは是レ接「下なま。合(せて)方便と名(づく)。(法華經玄贊 卷第三 142)

のように「合」字で現われる。

C 平安後期訓点資料に於ける「并」「並」字の用法
平安後期に於いても、依然として「并」字が接統詞「並」字が副詞として用いられ、基本的性格は変わらない。しかし、字義と訓の混乱はここにもある。

(46) 將に^①恙を結せむとするが故に、^②重^③わて昔の憂を襟す也。我「從者來終日竟夜」といは^④蓋^⑤并^⑥びに上の二處の文を牒す也。(法華義疏譬喻品初 502c)
この例は「ともに」という副詞例にも、接統詞にも解し得るが、いずれにしても問題となる例である。更に注目されるのは、「并」字の「ナラビニ」訓内に於ける接統詞的用法の出現である。

(47) 即(今)是れ苦に十、業に七。滅に七。道に八。并に貧賤癡慢等の惑に各一是なり也。(護摩密記 19ウ)
(48) 其の食を嘗ムス、一^①邊に在る應し。嘗メ^②訖ヲナハ手^③を充ひ口を漱ケ。并に嘗器を洗^④ひて、方に鐵釜ニ觸れよ。(南海寄帰内法伝 卷第一⑤4)

これらの示すように、同列では到底あり得ぬ事柄の接統を「ナラビニ」にて行っている。この類例が、この時期を境として多出してくるのに微みれば、或いはこの期より「并」字内の字義と訓との混乱が一般的となったと見ることができると思われるが、更に資料で確かめたい。

D 院政期訓点資料に於ける「并」「並」字の用法
院政期に於いては、「興福寺本大慈恩手三藏法師伝」と「石山寺藏本大唐西域記」の二資料のみを取り扱ったために、広く院政時代を把握する調査とはなり得なかつた。

この期には平安後期の状態が更に進んだ様相を呈しており、「并」字の副詞、接統詞を合計した四十七例中わずか八例が「アハセテ」と訓むだけで、残りほ「ナラビニ」と訓じ、しかもそれが全く接統詞となつてゐることがある。例えば

(49) 具戒ニ進^①ムト將ルニ、其(月)十日ニ至^②リ。^③テ勅シテ法師ヲ迎ヘ、并^④ニ△大徳九人、各(一)一人^⑤ヲ待^⑥テ將テ鷄林寺ニ赴^⑦キテ河^⑧東^⑨郡^⑩ノ夫^⑪人^⑫ヲ^⑬勸^⑭ニ^⑮カ^⑯鳥^⑰ニ^⑱戒^⑲ヲ^⑳受^㉑分^㉒シム。(三藏法師伝 卷第八 340c)

が示すように、「法師ヲ迎へ」それから「大徳九人」が「鷄林寺ニ赴く」という場面の推移を表わし得ない「ナラビニ」訓となつてゐる。「并」字の大きな変化に比し、「並」字の意義は大方守られてゐるようである。

以上、訓点資料内に於ける「并」字と「並」字の訓法・用法をみてきた。それによると、「并」字は平

安初期には、「大唐三藏玄奘法師表啓」を例外とする
らば、専ら「アハセテ」という接続詞として行われ
た。この字の接続詞的用法は依然として続くが、平
安中期の「石山寺藏法華經玄贊」あたりから副詞と
しての「并」が見出されるようになる。平安後期と
なると「并」字は接続詞的用法の「ナラビニ」とな
る例が多出し、院政初期にはほとんど「ナラビニ」
となるという経過を辿る。これに対して「並」字は
平安初期から一貫して副詞「ともに」の意の「ナラ
ビニ」が本則であり、接続詞として用いられた場合
も同列と接いで得る場合にのみ存する。

これをまとめると「並」字の字義と訓との関係は
さして変化せず「并」字の訓が「アハセテ」から字
義の十分に現れることのない「ナラビニ」に変化し
たことから「并」字の用法が「並」字に引き付けら
れたと考えることができる。そして「興福寺本大慈
恩寺三藏法師伝」に残存する「并」字の接続詞的用
法が、全て句と句、或いは文と文とを接続するもの
に限定されていることにより、早くは語と語の関係
から混乱が始まったのではないかと推測される。

また、この混乱が何時頃から生じたかということ
であるが、調査した資料の限りでは十世紀中葉の「

石山寺藏法華經玄贊」にその副詞例が見られ、ほ
この辺からと思われるが、十一世紀初頭の諸資料か
らは更に接続詞の混乱した例が生じ、それが「並」
字に近似していった原因と考えるならば、一般的混
乱は十一世紀に入ってからではないかと推測する。

そして、先の「法華經玄贊」が中田祝夫博士の所
謂第八群点に属する順曉和尚点であること、混乱初期
に於いて最も多く「并」字の接続詞「ナラビニ」が
出現した「西大手藏本護摩密記長元八年点」が寶幢
院点であることを考慮すると、おそらく「并」字の
「並」字への接近は、新興の、ヒリわけ天台宗あた
りの学侶によつて行われ始めたと思われる。また、
「高野山龍光院藏妙法蓮華經」の「并」字が悉く接
続詞「アハセテ」に訓ずることは、これが法華經と
いう經典であることと、所用のヨコト点が第三群点
の中院僧正点であることから、古い訓法を残してい
るとすることができると推測される。これは、第二群点の喜多院
点所用の「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝」に「アハ
セテ」の接続詞的用法が検出されることに敷衍する
ことが可能だが、逆にそうした古い訓法を伝える古
宗派にも影響が現れていると見ることも可能である。
この変化は一つ訓点資料に止まらない。

(50) 此と取り某今、思キ如ク堂^{ナリ}并ニ大門ヲ造リ。ヘ今昔物語集、卷第十二、廿四話^(注20)

(51) 其人、命終、時ニ其ノ心ヲ散亂^セ、念佛ヲオコヲラシメスシテ、我ト并ニ^ニ諸ノ并ト其ノ所ニ行キ

(法華百座開書抄、ウ³²)^(注21)
などのように和漢混淆文にも見出され、それへの影響を認めることができる。

また、「并」字は「観智院本類聚名義抄」には「アハセタリ」、「シカシナカラ」の訓があり、「前田本色葉字類抄」には「アハス」、「アハセテ」とあり、「ナラビニ」訓は存しない。一方、「並」字は「圖書寮本類聚名義抄」に「ナラヒニ」、「観智院本」に「ナラ上」、「シカシナカラ」、「黒川本色葉字類抄」に「ナラフ」とある。両字に共通する訓は、声点位置が平上と思なるが「シカシナガラ」があり、この関係も明らかになる必要が^(注22)あり、一概に弁別されているとは言いが、少なくとも「ナラビニ」訓は「並」字に限定されている。また、古字書の成立情況、編者、依拠資料の問題等はあるだろう。

以上の如く「并」字と「並」字の關係は様々なところにあらずものが大だと考えられ、更に訓点資料に於ける考察を積み重ねて行く必要があろう。その

方法として、訓点資料間の年代差を密にする事と、資料として漢籍を加えることを考えている。

(注1) 築島裕博士「小林芳規博士「訓点語と訓点資料」第七輯(昭和三十一年八月)

(注2) 大坪併治博士「訓点語と訓点資料」別刊第一(昭和三十三年一月)

(注3) 大坪併治博士「訓点語の研究」所収用例 風間書房(昭和三十六年)

(注4) 春日政治博士「西大寺本金光明最勝王經の国語学的研究」勉誠社(昭和四十四年)

(注5) 築島裕博士「訓点語と訓点資料」第四輯(昭和三十年五月)

(注6) (注10) (注13) (注19) 中田祝夫博士「古点本の国語学的研究」訳文篇、講談社(昭和三十三年)

(注7) 中田祝夫博士「東大寺諷誦文稿の国語学的研究」風間書房(昭和四十四年)

(注8) 小林芳規博士「国文学言語と文芸」三十四年五月号所収論文の用例

(注9) 小林芳規博士、金子彰氏、上野智子氏作成 訓詁文

但し、割注を除くと「并」字が「并間」の一例、「並」字が動詞として二例見出され

るのみである。

(注11)大坪併治博士「島根大学論集へ人文科学」

四号所収論文の用例(昭和二十九年三月)

(注12)築島裕博士「訓点語と訓点資料」第一輯(

昭和二十九年四月)

(注13)小林芳規博士「訓点語と訓点資料」第一輯

(昭和二十九年四月)

(注14)小林芳規博士「国語学」第三十三輯(昭和

三十三年六月)

(注15)注13大坪併治博士「訓点資料の研究」風間

書房(昭和四十三年)

(注16)築島裕博士「興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝

古点の国語学的研究」訳文篇 東京大学出

版会(昭和四十年)

(注17)岩波古典文学大系「今昔物語集三」岩波書

店(昭和四十九年)

(注18)小林芳規博士「法華百座開書抄総索引」武

蔵野書院(昭和五十年)

(注19)松城俊太郎氏「変体漢文の「併」字」国

語学」第八十三輯(昭和四十五年十二月)

「併」字が「シカシナガラ」と訓み、す

べて「みな」の竟の副詞的用法で用いられ

るとあり、この字との関係も考慮する必要が
あるかもしれない。

五 和化漢文資料に於ける「并」、「並」字の用法

本節では、前節に於いて訓点資料に於ける「并」
字が訓法、用字共に「並」字に接近したと実証した
ことを踏まえ、その和化漢文への影響の有無を調
査してみようと思う。和化漢文を細分すれば数多く
の文体が存在するのであるが、今回はその中で日記
類を取りあげることにした。資料は次の五つである。^(注20)

- ① 貞信公記(延喜七年〜天曆二年) 藤原忠平
- ② 九層抄(延長八年〜天徳四年) 藤原師輔
- ③ 御堂関白記(長徳四年〜治安元年) 藤原道長
- ④ 後二條師通記(永保三年〜康和元年) 藤原師通
- ⑤ 吉記(承安三年〜文治四年) 藤原経房

この五資料に限定したのは、平安中期から院政期
に亘って用例が拾われる点、同一の姓氏に限れば用
字の揺れが少ないであろう点、という二つの観点に
よる。

結果を表に示すと次のようになる。
(表2)和化漢文資料に於ける「并」、「並」字の用法

和漢文資料		並		詞		統	
⑤ 吉記	3	3	22	3	3	3	3
④ 後條師通記	57	28	81	9	1	7	7
③ 御堂関白記	358	171	347	72	7	7	7
② 九層抄	12	5	54				
① 貞信公記	12	1	20	2			
						詞	統
	1		5	3			
	3			5	7		
		1		7	15		
		2		5	9		
	13	4		7	1		

A 「九層抄」以前について

「貞信公記」では「并」字が専ら接統詞として用い、並」字ほどの用法の多様性は少ない。量的にも少ない。また、

(52) 十五日、公卿并少納言等有捧物事、又有所々誦經

六度(延喜十八年八月十五日)

(53) 十九日、奉伊勢并諸神宣命案(延長四年八月十九日)

のように、全て上位・下位を誤りなく接統する。「並」字は、原義的な並立の用法が多いが、

(54) 十九日、朱雀院前東京有賑給、今日奉為法皇、

七大寺並京邊七寺有御誦經、東宮秋季御讀經始、

(延喜四年十二月十九日)

という上位・下位の關係を示さないものもある。誤用ではあるが、書記者の対象への認識が同列である

がための所産とも見得る。

「九層抄」では「并」・「並」字の出現数が逆転し、「并」字が極めて多出する。この字はやはり接統詞が最も多く、

(55) 於大極殿、有臨時御讀經事、依祈雨云々、大納言伊望・子并左大弁三人也(天慶二年六月廿日)

が示す如く、「貞信公記」同様字義に適う用法である。「並」字には若干字義に合致せぬ例が増加する。

B 「御堂関白記」以降

表にも示されたように、この時期からは様相が一変し、「並」字の衰退と期を一にして、「并」字が繁栄しながらも意味付けが崩れてくる。「御堂関白記」に

「並」字が皆無であることも注目される。「并」字では、

(56) 参中宮并大内、無節會、有年座事、春宮大夫承仰

行之、内府被春宮(御堂関白記 長和元年正月一日)

(57) 明日中納言五節定可侍之由承之、内并院不参之間、

可罷向彼所々着、爲之如何、不可有憚、御消息如此云々、(後二條師通記 寛治六年十月十四日)

(58) 公家并皇后宮無之、依御即位以前也(吉記 壽永

三年四月八日)

のそれぞれ用例が示すように、「貞信公記」、「九層抄」で語接統の「并」字がある場合、必ずその前後

が上位・下位の関係になつていたので比して、下位上位とも考えられる例が出てくる。(6)の例など、日記の書記者が行った順序がそのまま前後となるのかもしれないが、他の大多数が「并」字の字義に合致するのを見ればむしろ誤例と考えられる。「并」字の増加に比べ、「並」字は減少し、用法も縮小される。接続機能は薄らぐことも言えるだろう。後二條師通記では、更に

(7) 女房並余遣大貳許種と物事(寛治七年二月廿六日、傍書)

のような誤例ともされる例が二例も存し、「吉記」では語接続の「並」はない。

以上のように見てくると、「九曆抄」以前と「御堂関白記」以降とでは明らかに様相を異としており、それによつてこの間に意味の変化を伴う「并」「並」両字の混乱が生じたものと推測される。この時期は、訓点資料に於ける両字の混乱と期を一にするものであり、漢文訓読史上の変化が和化漢文の用字法に大きな影響を及ぼしていることが認められる。細かい時期推定は後考を俟つことにしたい。

ここで、同じく和化漢文ながらも別種の文体を持つ「高山寺本古往来」の用法を参考としてあげよう。

本資料に於ける「并」字は十一例で、うち文句を接続するものが三例、語接続が七例、副詞「ともに」の意に解せられるものが一例で、いずれも本書七十一行に「并ヒニ」とある如く、「ナラビニ」と訓ずる。「並」字は二例で、共に語接続を示し、「並ニ」とあるように、「ナラビニ」と訓む。つまり、両字共接続詞として現われ、「ナラビニ」訓が与えられているのである。ただ「並」字が語を接続するに止まるのに比し、「并」字が文句をも接続する点で、「并」字がより広い用法を示しているが、上下関係は悉く示されていない。

このように、先の混乱は和化漢文全体にも及ぶものと考えられ、両字は共に「ナラビニ」と訓ずるようになると言えらう。これは既述の如く、日記と一つの往来物の調査にて得られた暫定的結論とも言入、資料を増し検討を重ねてゆきたいと思ふ。

(注)「貞信公記」(昭和三十一年)、「九曆抄」(昭和三十三年)、「御堂関白記」(昭和二十七年)、「後二條師通記」(昭和三十一年)以上大日本古記録、岩波書店、「吉記」増補史料大成、臨川書店(昭和四十年)

(注)「高山寺本古往来表白集」東京大学出版会

(昭和四十七年)尚、両字の検討については、同書六六頁小林芳規博士の研究がある。
 (注)同資料一〇五行の「年トシ」(結解、月日ツキヒ)下
 文等并ナラビヒニ「申ウケテサ被レル言」以テ言フニ言フ
 上ニ言フ「了マツ」の用例。

六、むすび

各資料については既に述べたので、ここでは日本
 靈異記との関連を簡単にまとめてみたい。

周知の如く日本靈異記原環本の成立は九世紀初頭
 と考えられ、而して「并」「竝」両字には自ら用法
 の差異があるはずである。しかるに現存諸本に於い
 ては出現にばらつきがあり、しかも用法に適わぬ例
 が多い。先述のように、これは誤写に依るものとは
 言えず、やはりここにも両字の混乱の影響があるも
 のと考えたい。とりわけ「来迎院本」は用法に適わ
 ぬ例が多存すること、おそらくこの本にその影響
 が最も大きいと言えよう。従って「来迎院本」に於
 ける両字の訓は、それが院政期書字であり、「竝」字
 に「並」(用例⑩)の用例があること、「并」字に副詞
 的用法は全くなく、母鏡詞(用例⑪)のみ動詞である

ことなどにより、共に「ナラビニ」とされる。

また、上記のことからすれば、日本靈異記諸本の
 「興福寺本」を除くいずれもが混乱の影響を蒙って
 いると考えられ、これらの親本に類するものの書字
 がこの混乱の時期に行われた可能性が強い。とりわ
 け「来迎院本」が漏りを受けた度合が大きいと言え
 るだろう。ただ、和化漢文が「并」字へ「統」の方
 向があるのに対し、日本靈異記が「竝」字が多いとい
 う問題は、今のところ訓に引かれたと考えるしか
 なく、今後熟考すべきところと考えている。

以上で考察を終えるが、「来迎院本日本靈異記」の
 「并」「竝」字の訓はほぼ定め得たと思う。しかし、
 問題を残したものが多く、それらを補訂すべく更に
 広い資料の検討の必要性を感じている。本稿は冒頭
 に述べた和化漢文研究のための小さな指標である。

〔付記〕本稿は、『第三回鎌倉時代語研究会』にて口頭発

表したものを補訂し成稿としたものである。席

上、小林芳規先生をはじめ諸先輩から貴重な御
 教示を賜わった。又、小泉道先生、山内育男先
 生には並々ならぬ御助力を賜わった。上の方々
 に厚く御禮申し上げる次第である。(p.53、12、26)